

みどり投資促進税制の対象機械一覧＜令和5年3月3日時点＞

※機械の効能、事業者の問い合わせ先等は、基盤確立事業実施計画の概要のページを参照ください。

機器等の種類	認定基盤確立事業者	名称	型式	販売開始日
再生紙マルチ田植機	三菱マヒンドラ農機株式会社	LKE-ADシリーズ	LKE60AD(B2仕様)	2019年6月1日
再生紙マルチ田植機	三菱マヒンドラ農機株式会社	LKE-ADシリーズ	LKE60AD(BP2仕様)	2019年6月1日

- 再生紙マルチ田植機及びペースト施肥田植機の普及・拡大を行う。
- 再生紙マルチ田植機は、田植え後1か月の除草剤を不要とし、有機農業等の推進に寄与。
- ペースト施肥田植機は、高精度な側条施肥を行うため、慣行農業と比べ、化学肥料を3割削減。
また、被覆肥料を使わないことで、プラスチック資材の排出を抑制にも大きく寄与。

【主な事業内容】

- ・ プロモーション活動計画を作成・実行
- ・ みどり戦略と絡めたパンフレット等の作成・周知
- ・ 営業担当者の教育や全国の販売店への情報発信

【主たる事業所の所在地】

島根県松江市

【計画の実施期間】

令和4年11月 ～ 令和9年3月

【活用する支援措置】

みどり投資促進税制の対象機械の追加

【問い合わせ先】三菱マヒンドラ農機（株） 営業戦略部（0480-58-7050）

再生紙マルチ田植機



ペースト施肥田植機

